

沖縄市優良建設工事表彰要綱

(平成 29 年 12 月 28 日決裁)

改正 令和 7 年 1 月 9 日決裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、本市（水道局は除く。）が発注する建設工事（以下「工事」という。）のうち、特に優良なものを施工した建設業者を表彰することにより、建設技術の向上及び適正な建設工事の施工を推進し、併せて建設業の育成発展を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法第 2 条第 1 項に定める工事で、本市が発注したものをいう。
- (2) 建設業者 建設業法第 2 条第 3 項に規定する建設業者及び建設業者で構成する共同企業体をいう。
- (3) 評価点 沖縄市請負工事検査規程に規定する工事施工成績表における評価点合計をいう。
- (4) 表彰 優良建設工事表彰をいう。
- (5) 建設業法及びその他 別表第二の内容をいう。

(表彰の対象となる工事の要件)

第 3 条 この要綱による表彰の対象は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 市内に本店を有する者が施工した工事
- (2) 表彰年度の前年度に完成した工事
- (3) 当初請負代金が 300 万円を超える工事(解体工事を除く。)
- (4) 表彰年度の前年度に完成した工事において、沖縄市請負工事検査規程に基づく工事成績の評価点が 85 点以上

(表彰の方法)

第 4 条 表彰は、毎年 1 回、市長が表彰状を授与して行う。

(委員会)

第 5 条 第 3 条に規定する優良建設工事を選考するため、沖縄市優良建設工事選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) 委員会は、別表第一に掲げる職にある者をもって構成する。
- (2) 委員長は副市長、副委員長は、総務部長をもって充てる。
- (3) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (4) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(委員会の会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- (1) 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- (2) 委員会の会議の議事は、出席委員の2分の1以上をもって決するものとする。

(推薦手続きの方法)

第7条 建設工事の担当課長は、毎年度終了後、第3条に該当するもののうち、優良建設工事と認められる工事として、次条の規定に関する選考基準に則した工事を選定し、優良建設工事表彰候補推薦書(第1号様式)(以下「推薦書」という。)を作成した上で、所管部長の予備審査を踏まえ、選考委員会事務局に提出するものとする。

- 2 所管部長は、建設工事の担当課長から予備審査の依頼を受けたとき、当該工事施工建設業者の工事成績、第10条の規定に関する事項、推薦書の内容及び現場状況等について予備審査を行い、優良建設工事表彰候補事前調書(第2号様式)及び優良建設工事表彰候補事前審査総括表(第3号様式)を作成し、選考委員会事務局に提出するものとする。

(優良建設工事の選考基準)

第8条 委員会は、第7条に定める推薦された者のうちから、次の各号を考慮し、被表彰者を選考するものとする。

- (1) 適正な工程管理に基づき施工し、その出来栄が特にすぐれたもの
- (2) 著しく困難な条件を克服し完成したもの
- (3) 工事現場の労務管理が円滑になされ、かつ、作業の安全性確保のため、特に慎重な配慮をしたもの
- (4) 工期を短縮することにより、その経済効果を著しく高めたもの
- (5) 現場管理、施工技術、他の模範となると認められたもの
- (6) その他、環境への配慮、地域への貢献等、特に表彰に値するものであること。

- 2 委員会は、必要があれば関係者(監督員、工事検査員等)の出席を求め、説明や意見を聴くことができるものとする。

(委員会の結果報告)

第9条 委員会は、審査の結果、表彰に該当すると認められる優良建設工事を選考したときは、その選考結果を優良建設工事選考結果報告書(第4号様式)により市長に報告し、表彰を受ける者の決定を市長がするものとする。

(欠格条項)

第10条 表彰の対象となる建設業者が、表彰決定通知日から表彰日までの間において、次の各号のいずれかに該当するときは、表彰しない。

- (1) 請負業者に法令違反等が発覚し建設業法等に基づく監督処分を受けた場合
- (2) 市の建設工事等指名停止基準に基づき指名停止処分を受けた場合
- (3) 市関係諸税の納付を怠っている場合

(4) その他優良建設工事業者として不適当と認められる行為があった場合
(委員会の庶務)

第 11 条 委員会の庶務は、総務部契約管財課において処理する。
(その他)

第 12 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 7 年 1 月 9 日決裁)

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第一(第 5 条関係)

副市長
総務部長
企画部長
経済文化部長
建設部長
建設部参事
教育部長

様式第 1 号(第 7 条関係)

優良建設工事表彰候補推薦書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 7 条関係)

優良建設工事表彰候補事前調書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 7 条関係)

優良建設工事表彰候補事前審査総括表

[別紙参照]

様式第4号(第9条関係)

優良建設工事選考結果報告書

[別紙参照]

様式第5号(第9条関係)

優良建設工事選考結果通知書

[別紙参照]

様式第6号(第9条関係)

優良建設工事の表彰決定について

[別紙参照]

優良建設工事表彰の推薦について

[別紙参照]

別表第二(建設業法)

[別紙参照]